

平成31年3月18日

教 育 委 員 会

唐津市の草伝社（旧井手家住宅）店舗兼主屋・倉庫 が登録有形文化財として答申されました

概要

平成31年3月18日（月曜日）に開かれる文化審議会（佐藤 信 会長）において、新たに153件の建造物を登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申されました。

このうち、唐津市関係では、以下のとおり、草伝社（旧井手家住宅）店舗兼主屋・倉庫が答申される予定で、新たに登録されると市内での登録有形文化財（建造物）の合計は9箇所13件となります。

つきましては、登録有形文化財（建造物）に答申された建造物の紹介いたします。

1. 登録有形文化財（建造物）に答申された建造物

名 称	そうでんしゃ きゅういでけじゅうたく てんぼけんしゅおく そうこ 草伝社（旧井手家住宅）店舗兼主屋・倉庫 計2件
所 在 地	唐津市北波多徳須恵字前田 1030 番地 3 他
登録基準／種別	登録基準（一）／建築物 住宅

<参考>登録有形文化財登録基準(平成17年3月28日文部科学省告示第44号)
建造物の部

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

2. 答申された建造物の概要

別紙のとおり

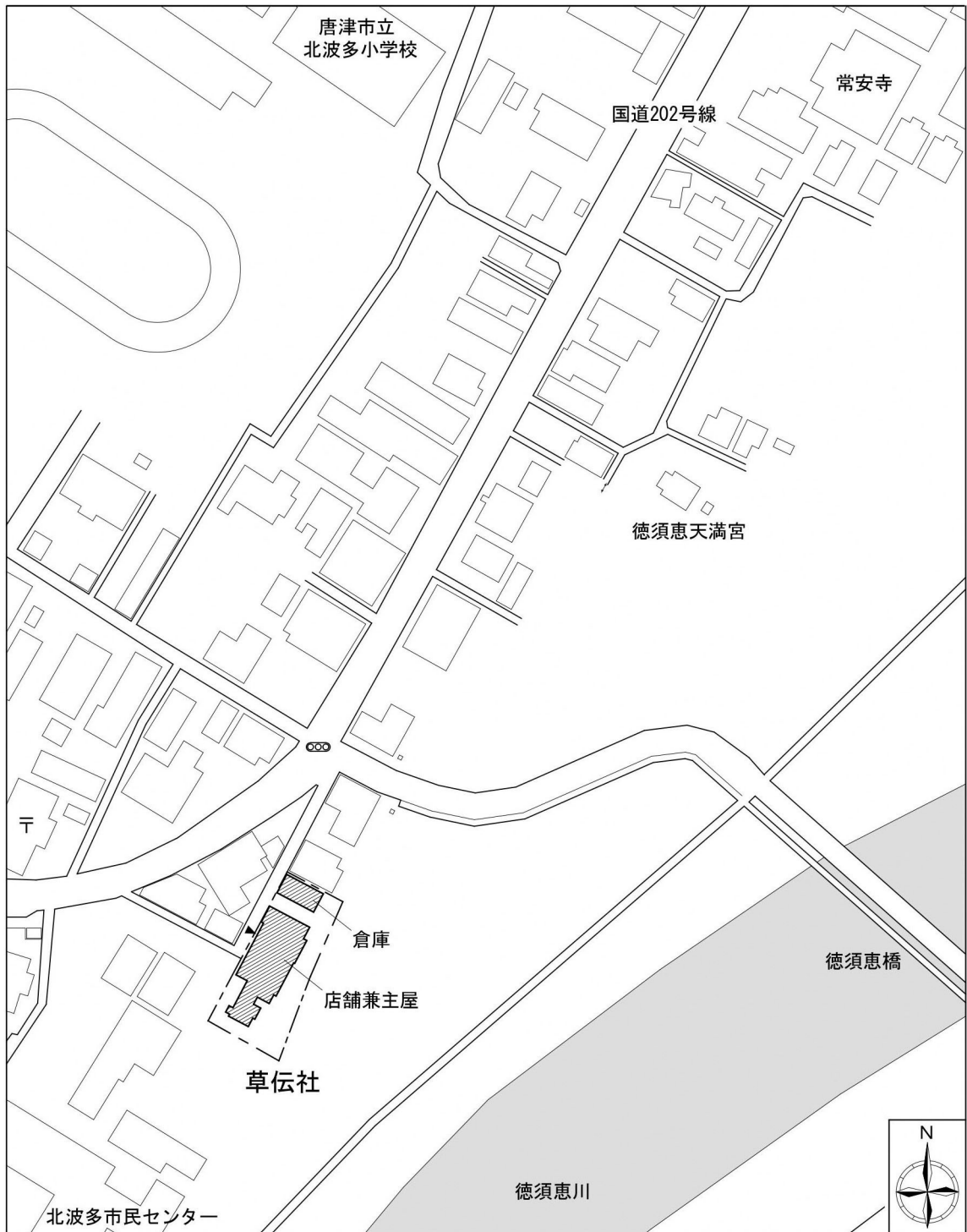
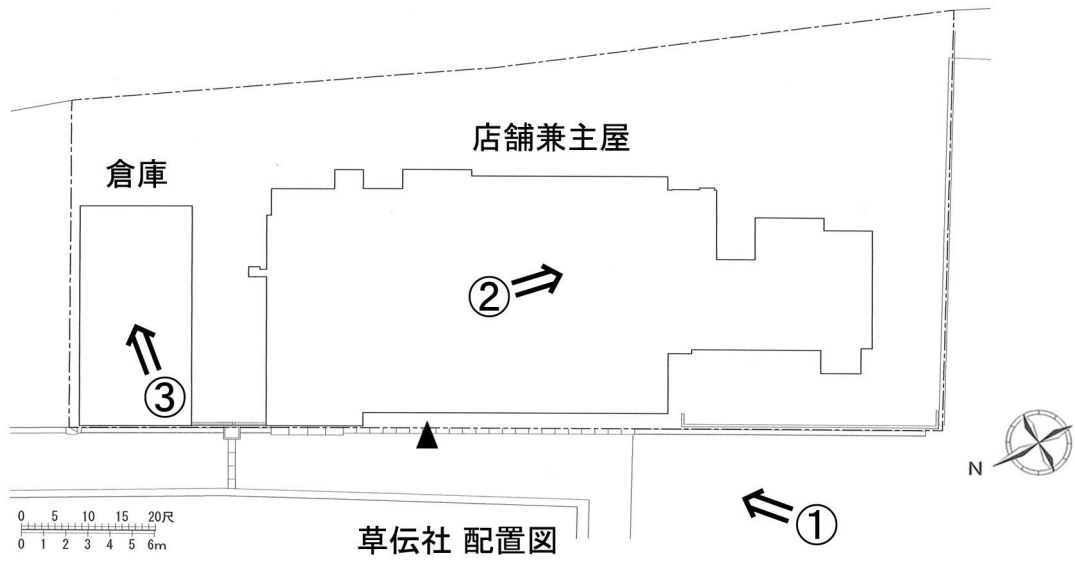
※写真データが必要な場合は下記までご連絡下さい。

(本件の問い合わせ先)

教育委員会生涯学習文化財課

担当：米倉

電話：直通 0955-72-9171 (内線 3145)



草伝社 位置図

縮尺：1/1,500